

# さんばしまつり 2023 出店者募集要項

## 1 目的

このさんばしまつり 2023 出店者募集要項（以下「出店者募集要項」という。）は、さんばしひろば（ケーズハーバー前）に設置する売店の出店者募集について、必要な事項を定めるものとし、さんばしまつりにおける賑わいの創出と会場来場者へのサービスを目的とする。

## 2 出店場所

売店の出店場所については、さんばしひろば（ケーズハーバー前）の定められたエリアとする。

## 3 出店日時

出店日時は令和5年8月20日(日)10:00～21:00（予定）

※天候等による順延となる場合の予備日

令和5年9月3日(日)10:00～21:00（予定）

## 4 出店数、出店規模

出店数は、原則として指定した店舗数とする。出店規模として1店舗（1小間）10㎡

（1.5間×2間）を基本とする。ただし、出店申請状況等を勘案し必要に応じて、実行委員会で出店数・出店規模の調整を行う。

## 5 取扱品目

売店における販売品目または営業する品目は、次に掲げるものの範囲とする。

### (1) 郷土物産品

千葉の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

### (2) 飲食物

良品を低廉な価格で販売する。

#### ア 簡易な調理を行う飲食品

調理する食品はあらかじめ下処理をされたものを用い、提供直前に加熱処理をして提供できる飲食品であること。

※この場合、食品衛生関係法令等により、食品営業許可申請が必要になります。

食品営業許可申請は各出店者で行っていただきます。申請にあたっては別途申請料が必要となります。

※高圧ガス等を利用する場合には、使用又は取り扱うガスの種類や処理量、また、取扱の（高圧ガス保安法、液化石油ガス法）で義務づけられています。

これら責任者等資格取得者を必ず従事させること。

#### イ 現場での調理加工を行わない飲食品

食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等であること。なお、取り扱う食品は概ね次に掲げるものとする。

##### (ア) 弁当類（調理パンを含む）

弁当製品には製造者、氏名、製造所所在地、消費期限等の必要な表示および早期飲食を促す等の取扱に関する注意事項を表示すること。

##### (イ) 清涼飲料水等

容器包装入りで衛生的な物を取り扱うこと食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工された食品で、容器包装などにより衛生的な措置が講じられ、かつ法令などの規定に基づく表示がなされているもの。

(ウ) 酒類

耐ハイ等をサーバーで提供する場合は、個別に営業許可証が必要です。  
また、瓶や缶からコップに移して提供することもできません。詳しくは保健所にお  
問い合わせください。※生ビールの販売はご遠慮ください。

(3) その他実行委員が認めるもの

## 6 出店者の条件

出店者は、以下の条件を満たした者とする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (3) 食品を取り扱う売店については、過去2年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (4) 千葉市内及び県内の事業者で、千葉市内において地域経済の活性化に寄与する団体に属していること。但し、実行委員会が特に認めたものについてはこの限りではない。
- (5) 本要項の内容に従えること。

## 7 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置、撤去等に要する経費相当分と出店料を負担する。

## 8 出店料等

(1) 売店出店料等

出店者は、下記の金額を出店料として負担するものとする。

出店料

出店規模（1店舗あたりの面積）		出店料
1小間 10㎡ テント1/2（1・5間×2間）		18,000円（内：3,000円 清掃協力費）
1小間 10㎡（ケータリングカー）		30,000円（内：3,000円 清掃協力費）

※ケータリングカーサイズは最大積載量1,500kg以下、車両総重量は4,000kg以下に限る。  
※清掃協力費には翌日以降の現状復旧清掃費を含むものとする。

(2) 出店料等の支払い

出店料は、実行委員会が出店許可した日から7日以内に下記口まで振込を完了すること。  
なお、指定した期日までに振込が完了していない場合には、出店許可を取り消しとする。

【振込先】

金融機関：(仮称) ○○○銀行

口座情報：(仮称) さんばしまつり実行委員会 (サンバ シマツリ ッコウインカイ)

※出店許可がおりた店舗にのみ詳細を通知します。

(3) その他

荒天等の理由により、主催者側の判断で開催中止の場合は、出店料を返金する。但し、出店料以外にかかった経費は出店者負担となりますのでご了承ください。

出店者の都合により、開催日7日以内に出店を取りやめた場合にはご返金致しかねます。

## 9 売店設備

売店出店に伴う設備等は、各自で準備すること。

## 10 出店申込方法

(1) 出店申込希望者は下記書類に必要事項を記入の上、下記提出先にメール又はFAXで送付のこと。

- ① エントリーシート（別紙1）

② 営業許可証の写し

※出店許可となりました出店者には別途提出書類があります。

(2) 募集期間

ホームページ掲載後から令和5年7月15日(土) 必着

※書類提出日を過ぎた場合、書類に不備がある場合は出店できませんので期日を厳守下さい。

(3) 提出先

〒260-0016

千葉県千葉市中央区栄町 40-14 恵慈ビル 205

千葉県街商共同組合 さんばしまつり出店調整班

電話番号：043-305-4392

FAX : 043-305-4393

メールアドレス：omatsuri.chiba@gmail.com

## 1 1 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、店内で発生したごみ（不燃物：主にビン、缶）は持ち帰り、環境美化に努めること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 飲食物を販売する売店にあたっては、ブース前にゴミ袋を設置し、容器、食べ残しを回収すること。
- (4) 販売品等の搬入、陳列及び撤去、搬出は、実行委員が指示する時間内に行うこと。
- (5) 出店者及びその従業員は暴力団等反社会勢力に関与していないこと。
- (6) その他関係法令などを遵守し、保健所、施設管理者及び売店監督者の指示に従うこと。

## 1 2 その他

この要項について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、実行委員が別に定めるものとする。